



鳥取県公報

平成 26 年 12 月 12 日(金)
第 8 6 5 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県に関するイメージ調査の実施 (852) (広報課) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (853) (水・大気環境課) 3
	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (854) (西部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (44) 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 5

告 示

鳥取県告示第852号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項に基づき、次のとおり告示する。

平成26年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県に関するイメージ調査
- 2 調査の目的
県外における鳥取県のイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得る。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲
首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、中京圏（愛知県）、中国・四国圏（広島県・岡山県・愛媛県・香川県・徳島県）、九州圏（福岡県）
 - (2) 属性的範囲
10代から60代以上までの男女
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 鳥取県来訪の有無
 - イ 家族・親戚・友人で鳥取県在住者の有無
 - ウ 鳥取県の話題に関する事項
 - エ 鳥取県が主な産地である食材の食経験の有無
 - オ 鳥取県の観光地等の来訪の有無
 - カ 鳥取県に関する情報の取得源
 - キ 全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の来訪の有無
 - ク その他意識等に関する事項
 - (2) その基準となる期日又は期間
平成26年12月下旬
- 5 報告を求める者
 - (1) 報告者数
5,400人
 - (2) 選定の方法
調査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者で、年代別・性別ごとに、首都圏1都3県については各600人ずつ、首都圏を除く2府8県については各300人ずつ、合計5,400人を回答順に選定。
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査を委託する民間事業者を通じて、そのインターネットモニターに登録している者に対してアンケートを告知し、回答数が各層で上限に達した時点で回答受付を締め切る方法による。
- 7 報告を求める期間
平成26年12月中旬から下旬まで
- 8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県未来づくり推進局広報課ホームページで公表する。

鳥取県告示第853号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

気高都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

3 事業施行期間

平成5年12月14日から平成32年3月31日まで

（変更前 平成5年12月14日から平成20年3月31日まで）

4 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

ア 追加する部分

鳥取市気高町宝木字下河原の一部、気高町日光字東濱屋敷廻りの一部、気高町浜村字西濱及び字濱崎の各一部並びに気高町八束水字前田和田、字向山及び字釜ノ口の各一部

イ 削除する部分

鳥取市気高町宝木字南谷、字流田、字前田、字イブクハ、字新町、字西六畝田、字馬建ノ上、字下河原、字和田新田、字母木新田、字下母木新田、字母木高濱、字西濱、字濱崎外、字宮田、字北田、字土居田、字上河原、字古河、字屋敷マワリ及び字池田の各一部、気高町下坂本字濱崎、字下矢口、字矢口、字矢口平及び字下松原の各一部、気高町日光字東濱屋敷廻り、字東濱中、字西浜屋敷、字平磯、字土手ノ下、字宮ノ下、字東濱渚及び字小池の各一部、気高町浜村字東濱、字新屋敷、字濱崎、字西濱、字向田、字淵ノ上、字小澤、字五反田、字八反田、字海老田、字長田、字家廻り下、字家廻り中、字濱添、字八軒屋、字小谷前、字前田、字屋敷廻り、字猫石、字北濱及び字勝田谷口の各一部、気高町勝見字砂山、字長江越前、字大澤、字長江、字西山崎、字大善部、字東山崎、字村屋敷、字湯尻、字御馬場ノ上、字谷奥、字筒香田、字寺ノ前、字大方、字中沢、字福田尻、字乗御前口、字前田、字大畑ヶ、字要害谷、字家上、字御茶屋廻り、字家ノ上、字杖抜及び字杉谷口の各一部、気高町八幡字道ノ前、字宮ノ前、字宮田、字宮ノ後、字向田、字太田、字下長江、字狭間、字屋敷廻り、字嶋及び字屋敷田の各一部、気高町下原字二本木、字北四郎三田、字高下、字鬮田、字五反歩、字大田、字村下ノ切、字堂ノ前、字家ノ前、字前田、字下夕坪、字早稲田、字地蔵田、字下台、字竹谷口、字坂ノ谷、字村上ノ切及び字上家ノ後の各一部並びに気高町八束水字外新田、字新田東屋敷通、字外新田東通、字西高下、字西新田、字中新田、字砂邊、字荒神前、字村屋敷、字魚見たに、字短尾、字鶴木谷、字釜ノ口、字屋敷、字姫路、字前田和田、字内新田及び字新田西屋敷通り下の各一部

鳥取県告示第854号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月12日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
特定非営利活動法人ライフサポートともだち	西伯郡伯耆町小町一丁目313-8	キッズクラブともだち	西伯郡伯耆町小町一丁目313-8	平成26年12月1日	放課後等デイサービス

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第44号**

平成26年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、582であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成26年12月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年12月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年1月13日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル 銃等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	6人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - 固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
 - 所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 - この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
 - 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月12日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | デジタルX線TV装置システム 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成26年11月10日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 東芝メディカルシステムズ株式会社鳥取出張所
鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 落札金額 | 26,546,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成26年9月30日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院管財課
倉吉市東昭和町150 |